

記者発表資料

平成24年8月3日 復興庁

復旧・復興に係る土地の境界・権利等の 問題に関する連絡会の設置

東日本大震災からの復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題については、これまでも関係省庁において被災地方公共団体等の各種相談に応じ、問題解決に取り組んできたが、今後、復旧・復興に関する事業が本格化することを見据え、関係省庁の連携体制を整備・強化する観点から、「復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会」を岩手、宮城、福島の3県に設置した。

<u>1. 設置の目的</u>

東日本大震災からの復旧・復興に関する事業の本格化を見据え、国の 関係出先機関(法務局、地方整備局及び復興局)が連携して、土地の境 界・権利等に関する被災地方公共団体等からの相談に一体的に応じ、諸 課題の解決を図るとともに、関係出先機関相互の連絡調整を行う体制を 整備するため、復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連 絡会(以下「連絡会」という。)を岩手、宮城、福島の3県に設置した。

2. 連絡会の役割

連絡会は、県内における復旧・復興に係る土地の境界・権利等に関する被災地方公共団体等からの相談を一体的に受ける。相談を受けた課題のうち、複数省庁が連携・調整して対応する必要がある事案については、連絡会の体制を活用して、連携して課題の解決を図る。

3. 関係行政機関 別紙のとおり。

本件連絡先:

復興庁 佐藤、伊藤 TEL: 03-5545-7416

復旧・復興に係る土地の境界・権利等の問題に関する連絡会について

- ◎ 今後、復興に向けた動きが本格化する中で、土地の境界等をめぐる問題が顕在化するおそれ。
- ◎ 土地の境界をめぐる諸問題への対応方法・担当部局は多岐にわたることや、法制度の運用面での相談の増加が今後予想されることから、国(地方整備局、法務局、復興局)において、問題解決のための体制を整備し、被災地方公共団体等からの相談に応じるとともに、諸問題の解決に向けた準備を進める。



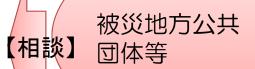
- ・復興庁 (復興局)
- ·国土交通省(地方整備局)
- ・法務省(法務局)

【諸問題の解決に向けて3省庁が連携】

- ◆地籍の再調査区域の調整
- ◆筆界特定制度の特例の運用 等



- ・宮城県
- ・福島県



必要に応じて連携・協力

《関連団体等》

《関係行政機関連絡先》

〇法務局

項目	担当課
〇 登記情報及び地図情報のデータ提供 佐岡佐佐は10円は 20%の発売はおみずい 回情報の原子	
復興施策に利用する際の登記情報及び地図情報の電子 データによる提供	
〇 倒壊建物の滅失登記] │○法務局民事行政部不動産登記部門
震災・津波により倒壊等した建物の滅失登記の相談など	〇地方法務局登記部門又は不動産登記部門
〇 土地の境界復元作業 (地図の修正)	
不規則に移動した土地の境界復元など	
〇 筆界特定制度	
土地の筆界が明らかでない場合について,所有権の登記名義人等(復興特区においては復興整備事業の実施主体も可)からの申請に基づき,筆界特定登記官が筆界の現地における位置を特定する制度に関する相談など	〇法務局民事行政部不動産登記部門筆界特定室 〇地方法務局登記部門筆界特定室又は不動産登 記部門筆界特定室
〇 相続登記	
相続による不動産登記の相談など	○各管轄登記所
〇 その他不動産登記に関する相談一般	

〇地方整備局

項目	担当課
○ 地籍整備 ・地籍調査の国代行	
被災地方公共団体に代わる地籍調査の実施	
・国直轄の官民境界の調査	〇地方整備局建政部
被災地方公共団体が行う地籍調査に先行した官民境界の現 況等調査の実施	
〇 収用	
•土地収用事業認定	〇地方整備局建政部
県等事業に関する認定事務	
・事業認定関係(起業者)	〇地方整備局用地部
直轄の事業認定申請に関すること	
〇 用地	
•用地買収(道路•河川)	〇地方整備局用地部
直轄事業の用地取得に伴う連絡調整に関すること	

〇復興局

項目	担当課
〇相談一般	○復興局